

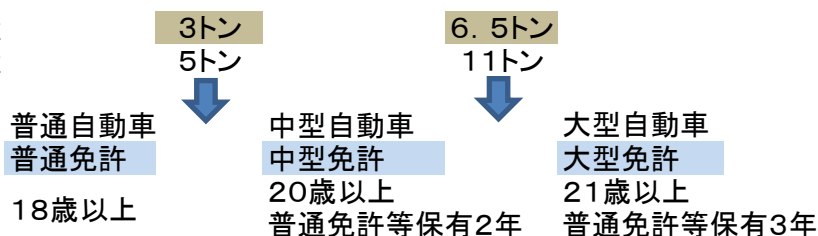
# ご存知ですか？

## 準中型自動車・免許の新設

自動車の種類として、**準中型自動車・準中型免許**が新設されます。

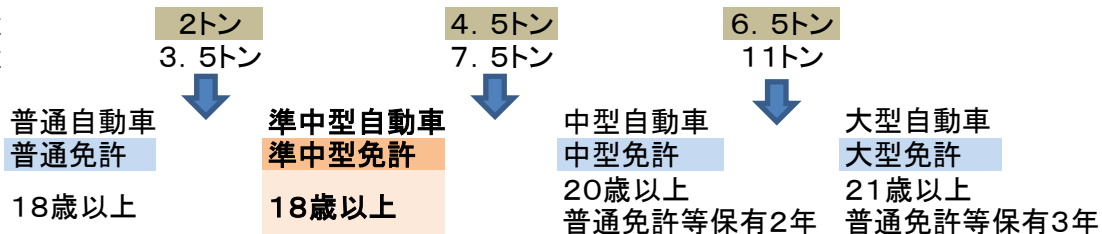
### 現行

最大積載量  
車両総重量



### 改正後

最大積載量  
車両総重量



平成29年（2017年）3月12日に施行となります

※それ以降の普通免許取得になる場合、これまでに普通免許で乗っていた車が乗れなくなるので、これから免許取得をお考えの方は注意が必要です。

新制度の「準中型」は、**18歳以上であれば、普通免許経験がなくても取得できます**ので、運送業界での「若手ドライバー不足」の改善にもつながると言われています。

大阪ガスグループは  
「安心運転」

